

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

平成6年3月31日
規則第40号

改正	平成6年10月28日規則第109号	平成9年4月3日規則第60号
	平成10年3月24日規則第22号	平成12年3月29日規則第122号
	平成16年3月31日規則第52号	平成17年10月28日規則第120号
	平成20年3月31日規則第21号	平成24年3月30日規則第25号
	平成26年3月28日規則第25号	平成28年3月31日規則第48号
	令和元年9月24日規則第27号	令和2年3月31日規則第30号
	令和3年3月31日規則第34号	

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の利用につき、条例、この規則及び条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、技術センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者について、技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(利用料金の額の承認)

第3条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

追加〔平成17年規則120号〕、一部改正〔令和3年規則34号〕

(利用料金の還付の基準)

第4条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第8条第1項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合
- (2) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

追加〔平成17年規則120号〕

(利用料金の減免の基準)

第5条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

追加〔平成17年規則120号〕

(依頼試験等の手続)

第6条 技術センターに試験又は分析を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、別記第2号様式の試験分析依頼書に知事が指定する数量の現品を添えて、知事に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則120号・令和3年34号〕

(手数料)

第7条 条例第13条第2項の手数料の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(成績書の交付)

第8条 知事は、依頼に係る試験又は分析が完了したときは、別記第3号様式の成績書を依頼者に交付するものとする。

2 前項の成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の成績書謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、試験分析依頼書に併記してこれに代えることができる。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成17年規則120号・令和3年34号〕

(依頼現品の返還等)

第9条 試験又は分析のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(手数料の納付)

第10条 依頼者又は成績書の謄本の交付を受けようとする者は、試験分析依頼書又は成績書謄本交付申請書を提出する際に、手数料を納めなければならない。

一部改正〔平成17年規則120号〕

(知事による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条第1項中「条例第4条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

追加〔平成17年規則120号〕

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月28日規則第109号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第122号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第52号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第120号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第21号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第48号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日規則第27号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第4号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（経過措置）

別表（第7条関係）

- 1 試験を依頼する場合

区分	手数料	
一般生菌数	1件ごとに	11,000円
大腸菌群	同	11,000円
耐熱性菌数	同	12,200円
乳酸菌数	同	9,850円
真菌数（カビ、酵母）	同	11,100円
嫌気性菌数（GAM培地）	同	11,500円
大腸菌	同	9,850円
ブドウ球菌	同	9,850円
腸炎ビブリオ菌	同	10,100円
サルモネラ菌	同	10,100円
水分活性測定	同	5,200円
糖度測定	同	2,500円
pH測定	同	2,550円
粘度測定	同	10,300円
色測定	同	3,800円
比重測定	同	5,050円
屈折率測定	同	5,000円
異物検査	同	5,100円

普通物性測定	同	8,150円
その他の試験	1件ごとに2,500円以上12,200円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区分	手数料	
灰分分析	1件ごとに	4,300円
水分分析（絶乾法）	同	4,300円
たんぱく質分析	同	12,600円
脂質分析	同	9,250円
繊維分析	同	10,500円
食塩分析	同	7,850円
アルコール分析	同	7,800円
脂肪酸組成分析	同	49,800円
アミノ酸組成分析	同	70,600円
有機酸分析	同	39,100円
無機質分析	同	9,200円
添加物分析（簡易）	同	12,200円
添加物分析（複雑）	同	22,100円
水溶性ビタミン分析	同	16,600円
脂溶性ビタミン分析	同	22,100円
食物繊維分析	同	51,300円
普通分析	同	8,350円
糖類分析	同	14,700円
無脂乳固形分分析	同	12,600円
乳脂肪分分析	同	5,250円
その他の分析	1件ごとに4,300円以上70,600円以下の範囲内で知事の定める額	

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本 1通につき590円

全部改正〔平成20年規則21号〕、一部改正〔平成24年規則25号・26年25号・28年48号・令和元年27号・2年30号〕

別記第1号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成17年規則120号〕、一部改正〔令和元年規則27号・3年34号〕

別記第2号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成10年規則22号・17年120号・令和元年27号〕

別記第3号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成17年規則120号・令和元年27号〕

別記第4号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成10年規則22号・17年120号・令和元年27号〕